

国際相互承認に係る容器保安規則、国際相互承認に係る容器保安規則に
基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の
一部改正について

平成30年12月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（平成10年条約第12号。昭和33年（1958年）国連採択。以下「58協定」という。）に基づき定められた圧縮水素二輪自動車に関する国連規則（UNR146）が、我が国の国内技術基準をもとにした我が国による提案を受けて、平成30年6月に採択された。

このUNR146を国内法に導入するため、国際相互承認に係る容器保安規則等について必要な改正を行う。

(2) 改正を行う法令

- ・ 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）
- ・ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号。以下「指定機関則」という。）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号。以下「国際容器則告示」という。）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号。以下「基本通達」という。）
- ・ 国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20160613商局第4号。以下「国際容器則例示基準」という。）

2. 主な改正の内容【国際容器則、国際容器則告示、基本通達、国際容器則例示基準】

(1) UNR146の規格の国内法担保について

容器及び附属品（以下「容器等」という。）の規格として、UNR146の規格を規定することとする。

(2) 相互承認制度に係るみなし規定

①UNR146 に基づき認定された容器・附属品の規格に係るみなし規定

58 協定に加盟し、UNR146 を採用している国（以下、「UNR146 採用国」という。）が当該国において認定した容器等は、我が国においても容器検査を受けたものとみなすこととする。

②UNR146 に基づき認定された容器等の刻印等に係るみなし規定

UNR146 採用国において UNR146 に基づき刻印等したものを、我が国においても適法な刻印等とみなすこととする。

(3) 充填口等に貼り付ける表示の方式について

充填口等に貼り付ける表示の方式について、UNR146 の規格を踏まえて同旨の規定を設ける。

(4) 品質管理の方法等について

品質管理の方法及び検査のための組織の基準について、UNR146 の規格を踏まえて同旨の規定を設ける。

(5) 容器の刻印の方式について

容器等の刻印の方式について、UNR146 の規格を踏まえて規定する。規格に適合していることを示す刻印は、Eマークとする。

3. その他の改正

(1) UNR146 国内法導入のための所要の規定の整備【一般則、コンビ則、指定機関則】

国際相互承認に係る容器保安規則等の改正に伴って、「一般則」、「コンビ則」、「指定機関則」について、所要の規定の整備を行うとともに、その他の規定について文言の適正化等を行う。

(2) 型式承認申請時に提出する書類の適正化【容器則】

国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の型式承認にあたっては、容器の肉厚等の仕様ではなく、定められた試験の合否により性能を確認していることから、肉厚計算書の提出を不要とする。

3. スケジュール

平成 30 年 10 月 25 日～11 月 23 日 パブリックコメントの実施

平成 30 年 12 月 27 日 公布

平成 31 年 1 月 2 日 施行

以上